

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年9月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600154 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600140 号

第1 結論

請求者のA社における平成9年8月1日から平成10年1月1までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成9年8月は14万2,000円から26万円とし、同年9月から同年12月までは、14万2,000円から20万円とする。

平成9年8月から同年12月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年8月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成8年10月1日から平成14年2月21日まで
② 平成14年2月21日から同年4月8日まで
③ 平成14年4月8日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、私がA社に勤務していた請求期間①及び同社の関連会社であるB社に勤務していた請求期間③の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低額になっている。請求期間①のうち平成9年1月分、同年3月から同年9月までの分、同年11月分及び同年12月分の給与明細書、同年5月分、同年6月分及び同年7月分の「マージン明細表」、同年8月分、同年9月分、同年11月分及び同年12月分の「個人マージン」並びに平成9年分給与所得の源泉徴収票を提出する。

また、請求期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録がないが、この頃、A社からB社に転籍したが、勤務地や業務内容に変更はなく継続して勤務していた。

請求期間①、②及び③について、調査の上、正しい厚生年金保険の記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成9年8月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から平成10年1月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給与明細書及び「個人マージン」（平成9年8月分及び同年9月分、同年11月分及び同年12月分）により、請求者がこれらの期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額に相当する報酬月額より高い給与の支払を受け、かつ、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間①のうち、平成9年10月1日から同年11月1日までの期間については、請求者から平成9年10月分の給与明細書及び「個人マージン」の提出はないものの、金融機関から提出された給与振込口座の取引明細書から、同年10月分の給与振込額は、同年9月及び同年11月と同額が振り込まれていることが確認できることから、請求者が同年10月においても、同年9月及び同年11月と同額の給与の支払いを受け、同額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成9年8月1日から平成10年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年8月は14万2,000円から26万円に、同年9月から同年12月までは14万2,000円から20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、平成9年8月から同年12月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成9年8月1日から平成10年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成9年1月1日から同年8月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書、「マージン明細表」（平成9年5月分から同年7月分）及び平成9年分給与所得の源泉徴収票により、確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超えないことから、記録の訂正是認められない。

また、請求期間①のうち、平成8年10月1日から平成9年1月1日までの期間については、

請求者は給与明細書等の保険料控除額を確認できる資料を所持していない上、A社は既に閉鎖しており、当時の事業主は、当時の資料はない旨の陳述をしていることから、当該期間に係る各月の報酬月額及び厚生年金保険料額を推認することはできない。

さらに、請求期間①のうち、平成10年1月1日から平成14年2月21日までの期間については、金融機関から提出された給与振込口座の取引明細書の給与振込額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（平成10年1月1日から同年6月1日までは14万2,000円、平成10年6月1日から平成14年2月21日までは9万8,000円）より低額になっていることが確認できる。また、請求者から提出された給与明細書、「マージン明細表」及び「個人マージン」から、平成9年5月以降の給与形態に変更があったことがうかがえるところ、請求者は、「マージン明細表」及び「個人マージン」は現金支給であったと陳述していることから、平成10年1月以降の「個人マージン」の現金支給額が確認できいため、当該期間の報酬月額及び保険料控除額を推認することはできない。

このほか、平成8年10月1日から平成9年1月1日までの期間及び平成10年1月1日から平成14年2月21日までの期間における厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成8年10月1日から平成9年8月1日及び平成10年1月1日から平成14年2月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間②について、A社の当時の事業主及び請求者の上司の陳述から、請求者は、同社に勤務していたことが推認される上、金融機関から提出された請求者の給与振込口座の取引明細書により、平成14年3月6日及び同年4月8日に同社から給与の振り込みが行われていたことが確認できる。

しかしながら、請求者の上司は、A社の保険部門をB社に移管することになり、A社の保険部門は閉鎖し、同社の保険部門に勤務していた請求者を含む3名は平成14年2月20日で退職扱いとされ、同3名の給与は基本給のみの低額な給与が支給されたが厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している上、請求者と同様に上記2名の保険部門所属の従業員の請求期間②における厚生年金保険の被保険者記録はない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間③について、請求者は、B社に勤務していた期間の給与額は、A社に勤務していた時と同じ26万円から30万円位であったと主張している。

しかしながら、請求者のB社に係る給与額について、同社の事業主は、A社の保険部門がB

社に移管されるにあたり、当時のA社の事業主から請求者に、B社での給与体系及び給与額等は、A社の時とは違うことを説明した旨の陳述をしている。

また、今回、B社から提出された「給与明細一覧表」から、請求者の給与額は営業成績により月ごとに変動があるものの、毎月控除されている厚生年金保険料額については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③については、上記給与明細一覧表により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額又は請求期間③に係る報酬月額に見合う標準報酬月額（19万円）のいずれか低い方の額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超えないことから、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600285 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600141 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 10 月 12 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 40 年 9 月 7 日から同年 10 月 31 日まで A 社で勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。給与支払明細書から昭和 40 年 10 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された A 社の「給与支払明細書（40 年 10 月分）」において、請求者が、昭和 40 年 10 月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、上記の給与支払明細書において「出勤日数」は 14 日、「届欠」は 3 日との記載が確認できるところ、当該明細書の給与の対象期間は昭和 40 年 9 月 21 日から同年 10 月 20 日までであったとする事業主の陳述及び当時の公休日は毎週日曜日と祝日のみであったとする複数の同僚の陳述から出勤日数及び欠勤日数を検証すると、請求者は同年 10 月 11 日までの勤務であったと推定される上、請求者の同社における雇用保険の離職日は同年 10 月 11 日であり、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合していることから、請求者の同社における請求期間の勤務実態は確認できない。

また、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなつた日の翌日とされていることから、請求者の A 社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和 40 年 10 月 12 日であり、請求者が主張する同年 10 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500361 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600139 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 6 月 13 日から平成 19 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での被保険者期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く 9 万 8,000 円と記録されているとの回答を受けたが、納得がいかないので標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びB銀行から提出された預金取引明細表により平成 17 年 6 月から平成 18 年 11 月までは、当初、請求者が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、請求者の標準報酬月額の変更に係る理由書及び請求期間に係る賃金台帳が添付された厚生年金保険被保険者資格取得届（報酬訂正）、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（取消）及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）を平成 19 年 6 月 6 日に社会保険事務所（当時）に届け、請求者の標準報酬月額が現在の標準報酬月額に変更されていることが確認できる。

当該手続きについて、日本年金機構C事務センターは、適正に手続きされたものである旨の回答をしている上、上述の賃金台帳を確認すると、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について関連資料及び周辺事情は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。